

一般社団法人
神奈川県臨床検査技師会
災害対策マニュアル

第1版

令和6年 2月 14日作成

一般社団法人 神奈川県臨床検査技師会

目次

はじめに

1. 【災害について】
 1. 1 【災害の定義】
 1. 2 【災害の種別】
2. 【神奈川県臨床検査技師会災害対策本部の設置】
 2. 1 【目的】
 2. 2 【設置基準】
 2. 3 【設置場所】
 2. 4 【組織構成】
 2. 4. 1 【災害対策本部構成員】
 2. 4. 2 【災害対策本部発足初期及び神奈川県が被災していない（支援）場合】
 2. 4. 3 【災害対策本部人員拡充後】
 2. 4. 4 【本部外活動要員】
 2. 5 【活動内容】
 2. 5. 1 【各構成員の役割】
 2. 5. 2 【連絡班】
 2. 5. 3 【資材環境班】
 2. 5. 4 【情報収集分析班】
 2. 5. 5 【支援調整班】
 2. 5. 6 【その他】
 2. 6 【本部内会議】
3. 【災害対策本部の縮小・解散】
 3. 1 【災害対策本部の縮小】
 3. 2 【災害対策本部の解散】
4. 【平時の準備】
 4. 1 【BCP 策定の推進】
 4. 2 【連携構築】
 4. 3 【教育・研修】
 4. 4 【情報の取得・共有の整備】
 4. 4. 1 【アドレスの取得】
 4. 4. 2 【シートの作製】
 4. 5 【訓練】
 4. 6 【改定・更新】

5. 【その他】

5. 1 【コンタクトリスト】

5. 2 【費用支弁】

5. 3 【傷害保険】

はじめに

我が国の災害医療体制は阪神淡路大震災での教訓を糧に、災害拠点病院、災害情報システムや様々な医療職による災害派遣チームなど公助としての整備がなされてきた。近年では、国民や企業がボランティア活動により積極的に被災地を支援する機運が高まり、発災時の自助・共助を含めた災害に対する国民意識は明らかに向上している。

医療機関においても、BCP（Business continuity plan：事業継続計画）の策定は必須事項となっており、災害時において医療機関が施設規模に相当する医療機能を維持し、被災者の医療救護にあたることが求められている。臨床検査は、入院施設を有する医療機関において患者状態の管理や治療の判断、優先順位付けに必須であり、医療機関が被災した場合であっても病院機能を維持するうえで、臨床検査機能を持続することが必要となる。BCPや災害対策マニュアルが医療機関で整備される中で、臨床検査部門の災害対応においても実働可能なレベルでBCPを策定する必要がある。

一般社団法人神奈川県臨床検査技師会は、発災時における被災地域の会員及び会員（所属）施設の被災状況ならびに神奈川県内の被災状況を把握し、臨床検査機能の維持・早期復旧のための臨床検査ニーズの収集、分析に努め、必要に応じて一般社団法人日本臨床衛生検査技師会への支援の要請を行い、会員及び会員施設に寄与する事を目的に災害対策マニュアルを策定した。

また会員のみならず被災地域のあらゆる臨床検査分野に関するニーズをとりまとめ、被災地における臨床検査の受援窓口となり神奈川県民に寄与する事を目的とする。

一般社団法人神奈川県臨床検査技師会は、本災害対策マニュアルを基に、平時においては会員ならびに会員施設へ災害対策の推進を啓発し、発災時には会員のみならず被災地域のあらゆる臨床検査分野に関するニーズをとりまとめ臨床検査分野に関する受援と支援を可能にする体制を構築する。

一般社団法人 神奈川県臨床検査技師会

1. 【災害について】

1. 1 【災害の定義】

災害は「人と環境との生態学的な関係における広範な破壊の結果、被災社会がそれと対応するのに非常な努力を要し、非被災地域からの援助を必要とするほどの規模で生じた深刻かつ急激な出来事」と定義される¹⁾。

医療の立場でみると、災害とは、医療における需要（ニーズ）と資源（リソース）のバランスが急激に崩壊した状態であり、災害医療とは、このニーズとリソースのバランスの崩壊を食い止めるべく行われる医療活動である。

1) Gunn SWA：災害医学の学術的論拠—新しい理念（鶴飼卓、山本保博訳）．救急医
1991；15：1221-5.

1. 2 【災害の種別】

本災害対策マニュアルに記載する「災害」とは、以下の災害のうち、自然災害を指す。従って、一般社団法人神奈川県臨床検査技師会（神奈川県臨床検査技師会）が行う災害対策は、主として自然災害に対するものである。

- 自然災害：地震、津波、台風、竜巻、洪水、干ばつ
- 人為災害：大規模交通事故（列車、飛行機、船舶）、大規模事故（火災 爆発 化学放射線）、テロリズム、戦争、難民
- NBC災害(CBRNE テロ)：核、生物、化学
- 社会災害：紛争、難民、大量殺戮、民族浄化

2. 【神奈川県臨床検査技師会災害対策本部（災害対策本部）の設置】

2. 1 【目的】

神奈川県臨床検査技師会は、神奈川県が被災した際の会員及び会員所属施設の状況確認のほか、被災地内の情報収集・医療（臨床検査）需要の把握に努め、資源の必要情報を発信する。また、各地からの支援としての臨床検査技師や臨床検査関連物品の受入（受援）窓口を担い、被災地内で円滑かつ効率的な流れを築き、被災地への負担を最小限にするよう努める。この他、隣接都道府県が被災した場合の火急な支援対応実行や本部業務代行の有無を把握する必要性がある。

2. 2 【設置基準】

神奈川県が被災した場合

神奈川県保健医療調整本部もしくは横浜市、川崎市、相模原市の保健医療調整本部が設

置されたとき、神奈川県医師会災害対策本部が設置されたとき、神奈川県が EMIS (Emergency Medical Information System: 広域災害救急医療情報システム) を災害モードに切り替えたときなど。(それらに合わせて神奈川県臨床検査技師会会長が必要と判断したとき)

隣接都道府県が被災した場合

隣接都道府県保健医療調整本部が設置されたとき、隣接都道府県医師会災害対策本部が設置されたとき、隣接都道府県が EMIS を災害モードに切り替えたときなど。(それらに合わせて神奈川県臨床検査技師会会長が必要と判断したとき)

上述以外の場合(支援)

一般社団法人日本臨床衛生検査技師会(日本臨床衛生検査技師会)が災害対策本部を設置した場合に神奈川県臨床検査技師会会長が必要と判断したとき。

2. 3 【設置場所】

神奈川県臨床検査技師会事務所を第一設置場所とする。事務所が病院検査部門内に設置されている場合等、事務所が災対本部として使用困難な場合および安全性等様々な要因により第一案での設置が不可能な場合は会長、副会長が所属する施設を第二、第三設置場所とする。

2. 4 【組織構成】

2. 4. 1 【災害対策本部構成員】

災害対策本部要員は本会正会員及び日本臨床衛生検査技師会から派遣された本部支援要員からなる。また本会賛助会員及び臨床検査振興協議会会員団体を本部要員とすることを妨げない。各班の班長は本会正会員とする。

2. 4. 2 【災害対策本部発足初期及び神奈川県が被災していない(支援)場合】

本部長 : 会長もしくは会長が代行を命ずるもの
記録班 : 副会長(事業部系)、事業部長、生涯教育事業担当理事、資質向上事業担当理事もしくは各人が代行を命ずるもの
連絡班 : 副会長(運営企画部系)、運営企画部長、組織強化事業担当理事、企画・調査事業担当理事、災害医療担当理事もしくは各人が代行を命ずるもの
資材環境班 : 事務局長、事務部長、広報誌発行事業担当理事、ホームページ管理担当理事、事務担当理事もしくは各人が代行を命ずるもの
情報収集分析班 : 初期は連絡班が主となり3班合同で行い、最小人員より拡充されたフェーズで班を独立させ専門性を持たせる

広報部長、会計部長、会計担当理事、事務担当理事、精度改善事業担当理事については必要に応じ本部長の命により各班を担当する。

また本部要員のローテーションの構築を初期より計画する。

2. 4. 3 【災害対策本部人員拡充後】

本部長 : 会長もしくは会長が代行を命ずるもの

副本部長 : 以下の各班の班長

記録班 : 副会長（事業部系）、事業部長、生涯教育事業担当理事、資質向上事業担当理事もしくは各人が代行を命ずるもの

連絡班 : 副会長（運営企画部系）、運営企画部長、組織強化事業担当理事、企画・調査事業担当理事、災害医療担当理事、もしくは各人が代行を命ずるもの

資材環境班 : 事務局長、事務部長、広報誌発行事業担当理事、ホームページ管理担当理事、事務担当理事、もしくは各人が代行を命ずるもの

情報収集分析班 : 広報部長、精度改善事業担当理事、機関誌発行事業担当理事もしくは各人が代行を命ずるもの

支援調整班 : 会計部長、災害医療担当理事、会計担当理事、事務担当理事、日本臨床衛生検査技師会首都圏支部（日本臨床衛生検査技師会災害時支援対策マニュアル被災地等支援班）

2. 4. 4 【本部外活動要員】

神奈川県保健医療調整本部リエゾン : 副会長もしくは副会長が代行を命ずるもの

地域災害医療対策会議等参加者 : 地区理事もしくは地区理事が代行を命ずるもの

ローテーション等により日本臨床衛生検査技師会からの本部支援要員が保健医療調整本部、地域災害医療対策会議等に参加する場合、対外においてはあくまで神奈川県臨床検査技師会技師会として対応する。参加者人数に制限がある場合は本会員を優先する。

2. 5 【活動内容】

2. 5. 1 【各構成員の役割】

本部長 : 本部の統括・方針決定。

副本部長 : 各班の責任者として本部長へ提言や情報共有を行う

記録班 : 災害対策本部に入る情報をすべて記載する（クロノロジー：経時的活動記録）

連絡班 : 会員施設検査室、被災地内外の技師会や行政本部・多機関との連絡調整等（詳細は2. 5. 2 参照）

資材環境班 : 災対本部機能維持のための資材・通信の確保、環境整備等（詳細は2. 5. 3 参照）

情報収集分析班：被災状況及び支援需要（ニーズ）の収集と分析等（詳細は2. 5. 4 参照）

支援調整班：神奈川県臨床検査技師会として調達困難な人的、物的ニーズの日本臨床衛生検査技師会災害対策本部への要請等（詳細は2. 5. 5 参照）

保健医療調整本部リエゾン：

神奈川県保健医療調整本部（横浜市、川崎市、相模原市の保健医療準調整本部）への出向。神奈川県内の被災状況や医療支援の方向性等の情報集、臨床検査関連のニーズ調査・把握、多団体連携調整等を行い、同時に神奈川県臨床検査技師会災害対策本部と情報共有し、神奈川県保健医療調整本部や神奈川県医師会等医療チームのニーズに対するリソース提供の可否、所要時間、提供数等の返答を行う。

2. 5. 2 【連絡班】

被災地内の連絡。被災地外との連絡。被災地内では通信環境や合理化・共有化等を考慮しパケット通信を使用したメールやLINE等活用する。医療機関や自地域卸業者との連携も構築する。被災地内外の連携する機関のコンタクトリスト（平時の通信連絡と災害時（非常時）通信連絡）を作成する。

広域連携を図る連絡は平時通信環境が整っている日本臨床衛生検査技師会支部や日本臨床衛生検査技師会災害対策本部に情報を共有し、被災地外関連諸団体への連絡を任せる。神奈川県内で支援活動中の臨床検査技師の安否確認法を確立する。余震等が生じた際にはGmailとGoogleスプレッドシート（活動者用）を事前に作成し、安否確認できるようにする。余震等危険が生じることがなかった際には1日の活動の中での定時連絡をもって安否確認に置き換える。定時連絡は音声通信ではなくパケット通信を用いる。

2. 5. 3 【資材環境班】

災对本部機能維持のための資材、通信の確保、環境整備等。本部の停電を考慮しバッテリーやWi-Fi（複数の通信社で整備する）等や本部運営継続に必要な業務系物資、衣食住の生活系物資等、調達可能な物資を準備する。

情報収集分析班から得られた需要（被災医療機関、保健医療調整本部、地域災害医療対策会議結果、医師会本部等）に対し、神奈川県臨床検査技師会としての調達可否を振り分け、神奈川県臨床検査技師会が調達可能な人、物資に関して調達調整する。支援の優先順位や分配数は保健医療調整本部や医療圏域ごとの地域災害医療対策会議の方向性に沿うようにする。神奈川県臨床検査技師会として調達困難な人、物資は支援調整班を介し日本臨床衛生検査技師会首都圏支部、日本臨床衛生検査技師会災害対策本部等へ要請する。

2. 5. 4 【情報収集分析班】

被災状況の把握：

メディア報道、インターネット、EMIS、J-SPEED+や保健医療調整本部リエゾンや地域災害医療対策会議出席者からの情報を収集しまとめる。特に傷病者数や医療機関の被災受入状況の他、被災の全体像（ライフライン、道路状況 etc.）をつかむ。移り変わりゆくフェーズにおいて医療救護所や避難所の状況も把握する。会員及び会員所属施設の状況：災害モードに切り替えられた神奈川県臨床検査技師会ホームページ上に各会員施設が自施設の状況をアップロードすることにより、被災状況、会員安否や今後の施設の方向性等を確認する。未入力の場合においてはEMISや保健医療調整本部リエゾンから情報を得る。また未入力の会員所属施設の連絡担当者または施設責任者（技師長や室長等）へ連絡し、被災状況、今後の方向性を確認する。

資機材の需要状況の調査：

災害モードに切り替えられた神奈川県臨床検査技師会ホームページ上に各会員施設からアップロードされた情報を確認し、必要とされる資源（人、純水、検査試薬や検査機器の被害状況および支援資機材の需要）を確認分析する。特に人、純水の供給に関しては早急な対応を要する。未入力の場合においてはEMISや保健医療調整本部リエゾンから情報を得る。また未入力の会員所属施設の連絡担当者または施設責任者（技師長や室長等）へ連絡し、被災状況、今後の方向性を確認する。

被災地医療支援の方向性の把握：

保健医療調整本部リエゾンや地域災害医療対策会議出席者からの情報を元に、行政や多医療職団体の支援の方向性及び臨床検査需要を把握する。

2. 5. 5 【支援調整班】

要請について

主に日本臨床衛生検査技師会首都圏支部、日本臨床衛生検査技師会災害対策本部への要請と、人の派遣、物資等の受入調整が主となる。資材環境班から依頼された被災地内で調達困難な人、物資に対しニーズに対するプランニング調整を行い、日本臨床衛生検査技師会首都圏支部、日本臨床衛生検査技師会災害対策本部へ要請することにより日本臨床検査振興協議会へと引き継がれ会員諸団体が連携する。

物資の対応について

調整調達された物資に関し、資材環境班と共同し、関東甲信越臨床検査薬卸連合会と連携をとりながら、医療機関への運搬については、極力平時の流れを利用し運搬を調整・サポートする。保健医療調整本部や医療職団体救護班等からの要請については物資の納品等の調整も行う。また供給に関して物資の重複、ミスマッチ、過不足等がない様努める。

人の派遣について

1) 医療機関検査室支援において、依頼元より日程、期間、専門性等の情報を得、日本臨床衛生検査技師会災害対策本部へ要請を行う。派遣調整は日本臨床衛生検査技師会災害対策本部で行う。調整された情報を派遣先施設検査室へ支援調整班から連絡班を通じてメール等で情報を伝達する。

2) 臨床検査技師チームの派遣について、DVT スクリーニングチームや公衆衛生チーム等の需要が保健医療調整本部や、地域災害医療対策会議、医師会等からあった場合に日本臨床衛生検査技師会へ要請する。派遣及び帯同物資（POC や迅速キット等）、車両等の調整はニーズに応じて日本臨床衛生検査技師会災害対策本部で行う。調整された情報を支援調整班から連絡班を通じて依頼元である保健医療調整本部や、地域災害医療対策会議、医師会等に情報を伝達する。臨床検査技師会チームでの活動においては神奈川県臨床検査技師会災害対策本部でチームにブリーフィングを行い、活動報告についても同本部に提出とする。

2. 5. 6 【その他】

神奈川県内に支援を要する被災状況がなく、かつ、隣接都道府県に甚大な被害が推測される場合の活動。

1) 隣接都道府県に都道府県臨床検査技師会災害対策が設置された場合は需要に応じて、純水支援の構築を神奈川県臨床検査技師会災害対策本部で図る。

2) 隣接都道府県に都道府県臨床検査技師会災害対策が設置できない場合は隣接都道府県の災害用 Gmail、Google スプレッドシートにて被災地内の医療機関検査室の状況を確認し、火急を要する純水支援を災害拠点病院より順に開始する段取りを図り、必要に応じて供給を開始する。

3) 時間の経過とともに、隣接都道府県臨床検査技師会災害対策の設置もしくは日本臨床衛生検査技師会首都圏支部が本部運営を開始したところで、需要に対する対応を図る。

神奈川県内に支援を要する被災状況がなく、広域支援に参画する場合。

1) 神奈川県医師会等と被災地へ赴く場合：医師会のコマンドの元、臨床検査技師派遣においてシームレスな調整を行う。求められる帯同臨床検査関連物資においても同様に行う。これらの活動について日本臨床衛生検査技師会災害対策本部へ情報共有を図る。

2) 臨床検査技師会として災害支援に赴く場合：日本臨床衛生検査技師会と共同する。

2. 6 【本部内会議】

本部会議：日に1度以上の本部内会議を開くよう努める。本部長、副本部長等で構成する。交代で本部に戻ってきた保健医療調整本部リエゾン、地域災害医療対策会議参加者の

参加を妨げない。

本部内ミーティング：災対本部要員全員参加で1日に数度及び必要が生じたときに開催し本部内で方向性や課題等スタッフが共通理解・認識するようにする。

3. 【災害対策本部の縮小、解散】

災害により非日常化した被災地内の災害支援の縮小化と共に、神奈川県臨床検査技師会災害対策の縮小、解散を図る。多団体に向け窓口の明確化は継続（平時の技師会連絡先と対応時間）する。

3. 1 【災害対策本部の縮小】

災害により非日常化した被災地内の災害支援の縮小化や、保健医療圏域ごとの地域災害医療対策会議等の縮小と共に、神奈川県臨床検査技師会災害対策本部の縮小を図る。

3. 2 【災害対策本部の解散】

災害により非日常化した被災地内の災害支援の縮小化や、神奈川県保健医療調整本部の縮小、解散と共に、神奈川県臨床検査技師会災害対策本部の解散を図る。神奈川県保健医療調整本部解散前に神奈川県臨床検査技師会災害対策本部を解散する場合は、神奈川県保健医療調整本部及び日本臨床衛生検査技師会災害対策本部に報告の上、理解を得る。

4. 【平時の準備】

4. 1 【BCP 策定の推進】

日本臨床衛生検査技師会災害対策マニュアル参照

4. 2 【連携構築】

神奈川県災害医療所管課、横浜市、川崎市、相模原市災害医療所管課、神奈川県医師会、神奈川県及び横浜市、川崎市、相模原市保健医療圏域毎の保健所をはじめ、多くの医療諸団体や臨床検査振興協議会または日本臨床検査薬卸協会の所属する自地域のメーカー、デューラー窓口との連携を構築し、災害発生時の初動から共同、連携を模索するよう努める。受援体制の整備に対し協定等も考慮する。また経時的に見直し、更新も考慮する。

4. 3 【教育・研修】

平時より研修受講を推進し、教育の普及に努める。

4. 4 【情報の取得・共有の整備】

4. 4. 1 【アドレスの取得】

平時より災害時用アドレスを2つ取得する。

本部間連携用：kanagawa.kensagishikai.honbu@gmail.com 秘匿性（中）

パスワードは全国共通で日本臨床衛生検査技師会が指定

パスワード公開は各都道府県技師会役員のみ

情報入力発信用：kanagawa.kensagishikai@gmail.com 秘匿性（低）

パスワードは全国共通で日本臨床衛生検査技師会が指定

パスワード公開は会員所属全施設

4. 4. 2 【シートの作製】

Google スプレッドシートの作製

- ・病院検査室被災初期及び基本情報
- ・病院検査室被災詳細情報
- ・神奈川県臨床検査技師活動状況

4. 5 【訓練】

災害モードの神奈川県臨床検査技師会ホームページや災害用 Gmail や Google スプレッドシートを活用し、情報収集・発信訓練を1年に1回実施する。

また、災害対策本部運営訓練及び安否確認訓練を1年に1回実施する。

4. 6 【改定・更新】

神奈川県保健医療調整本部及び厚生労働省医政局通知等で、災害医療に関する新たな方向性が示された場合は、それらに即して本マニュアルを更新し改定する。

5. 【その他】

5. 1 【コンタクトリスト】

日本臨床衛生検査技師会館（日本臨床衛生検査技師会災害対策本部）：03-3768-4722

*各都道府県技師会の連絡先：災害用 Gmail については、別表を参照のこと。

5. 2 【費用支弁】

神奈川県臨床検査技師会災害対策本部要員及び本部外活動要員となる本会正会員に対し、当会旅費規程に基づき旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。ただし、旅費の額は、同規程第7条の規定にかかわらず、理事会の決議により、日本臨床衛生検査技師会が定め

る支給額に準じた額とする。

日本臨床衛生検査技師会災害対策本部が派遣する人員の費用に関しては、日本臨床衛生検査技師会が負担する。

5. 3 【傷害保険】

神奈川県臨床検査技師会が費用を支出し、神奈川県臨床検査技師会災害対策本部要員及び本部外活動要員となる本会正会員に対する傷害保険に加入する。

日本臨床衛生検査技師会災害対策本部が人員を派遣する場合は、日本臨床衛生検査技師会が費用を支出し各派遣人員に対する傷害保険に加入する。